

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 土地区画整理組合の事業計画の変更認可……………
- ………(都市整備局市街地整備部区画整理課)……………
- 建築基準法による一団地の区域の認定取消し……………
- ………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………
- 建築基準法による一定の一団地の土地の区域……………(同)……………
- 建築基準法による道路の指定の取消し……………
- ………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………
- ………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除及び指定の一部解除……………(同)……………
- 保安林の指定施業要件の変更予定(二件)……………
- ………(産業労働局農林水産部森林課)……………
- 都道の区域変更(三件)……………
- ………(建設局道路管理部路政課)……………
- 東京都告示第二百三十三号
- 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十

告示

九条第一項の規定に基づき野津田東土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年三月三日

東京都知事 小池百合子

一 組合の名称

野津田東土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成十年五月二十一日から令和三年三月三十一日まで

三 施行地区

町田市野津田町字松葉、綾部前、袋、川島、袋ノ上の各一部

各一部

四 事務所の所在地

町田市野津田町千五十八番地

五 設立認可の年月日

平成十年五月二十一日

六 変更の内容

事業施行期間を令和四年三月三十一日まで延長する。

七 変更認可の年月日

令和三年三月三日

● 東京都告示第二百四号

平成二十七年東京都告示第七百三十四号により告示した一団地等の区域について、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の五第二項の規定による認定の取消しをしたので、同条第四項の規定により告示する。

令和三年三月三日

東京都知事 小池百合子

認定を取り消した一団地等の区域の地名地番及び取消年月日

認定を取り消した区域の地名地番 取消年月日

渋谷区恵比寿南一丁目一番十三、同番 令和三年二月十三

三十三、同番三十五の一部、五番三、日

十八番二十八、同番二十九、恵比寿四

丁目六十五番一から同番三までの各一部及び同番十六

● 東京都告示第二百五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条第二項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一定の一団地の土地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和三年三月三日

東京都知事 小池百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

渋谷区恵比寿南一丁目一番十三、同 令和三年二月十

番三十三、同番三十五の一部、五番 日

三、十八番二十八、同番二十九、恵 比寿四丁目六十五番一から同番三ま

での各一部及び同番十六

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁

第二本庁舎三階中央)

● 東京都告示第二百六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第四号の規定による道路の指

定を次のとおり取り消した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和三年三月三日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

取消しに係る道路の種類

取消年月日

取消しに係る道路の位置

取消しに係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第四号の規定による道路

令和三年二月十五日

多摩市関戸一丁目二十一番二の二部、二

延長 一〇九〇・九

十二番、同番

幅員 四・〇〇

地先、二十三番、二十四番、

四・〇〇

関戸二丁目百

一四・〇〇

七番、百八番

〇〇

及び一ノ宮二

〇〇

丁目四十二番

〇〇

から四十四番

〇〇

まで

●東京都告示第二百七号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

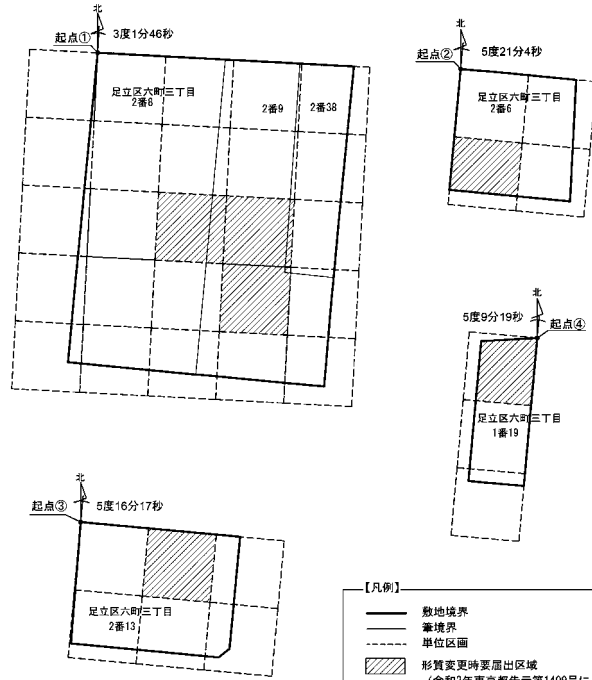
令和三年三月三日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図三のとおり(足立区六町三丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

別図1



- 【起点】
- ① 起点①は、足立区六町三丁目2番8の最北端とする。
 - ② 起点②は、足立区六町三丁目2番6の最北端とする。
 - ③ 起点③は、足立区六町三丁目2番13の最北端とする。
 - ④ 起点④は、足立区六町三丁目1番19の最北端とする。

【凡例】

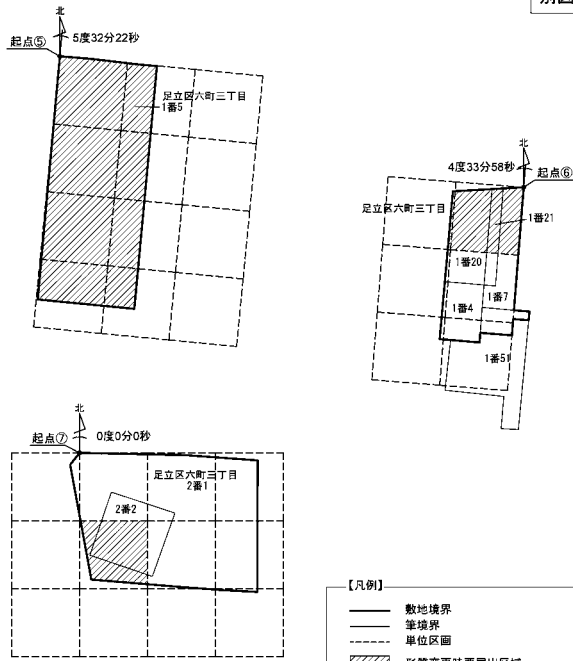
- 敷地境界
- 筆境界
- 単位区画
- ▨ 形質変更時要届出区域
(令和2年東京都告示第1499号により指定した区域)

【格子の回転角度】

①	3度1分46秒
②	5度21分4秒
③	5度16分17秒
④	5度9分19秒

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

別図2



- 【起点】
- ⑤ 起点⑤は、足立区六町三丁目1番5の最北端とする。
 - ⑥ 起点⑥は、足立区六町三丁目1番7の最北端とする。
 - ⑦ 起点⑦は、足立区六町三丁目2番1の最北端とする。

【凡例】

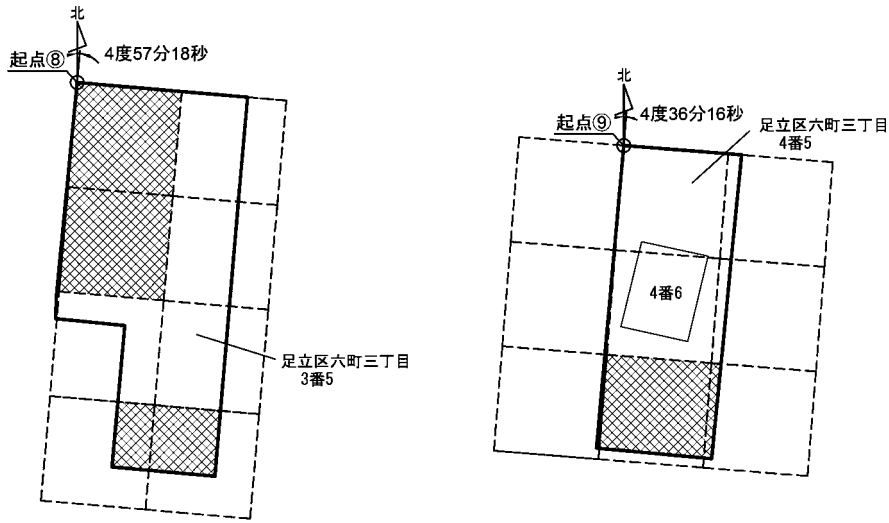
- 敷地境界
- 筆境界
- 単位区画
- ▨ 形質変更時要届出区域
(令和2年東京都告示第1499号により指定した区域)

【格子の回転角度】

⑤	5度32分22秒
⑥	4度33分58秒
⑦	0度0分0秒

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

別図3



【起点】

- ⑧ 起点⑧は、足立区六町三丁目3番5の最北端とする。
- ⑨ 起点⑨は、足立区六町三丁目4番5の最北端とする。

【凡例】

- 敷地境界
- 筆境界
- - - 単位区画
- ▨ 形質変更時要届出区域
(この告示により指定する区域)

【格子の回転角度】

⑧	4度57分18秒
⑨	4度36分16秒

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

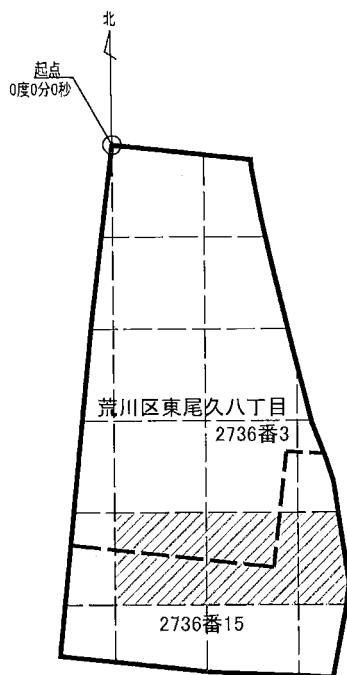
令和三年三月三日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（荒川区東尾久八丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びに砒素及びその化合物

別図



【凡 例】

- 単位区画
- 筆境界
- 調査対象地
- ▨ 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、荒川区東尾久八丁目2736番3の最北端とする。

【格子の回転角度(0度0分0秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成三十年東京都告示第四十二号により指定した区域の一部及び平成三十年東京都告示第二百八十号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年三月三日

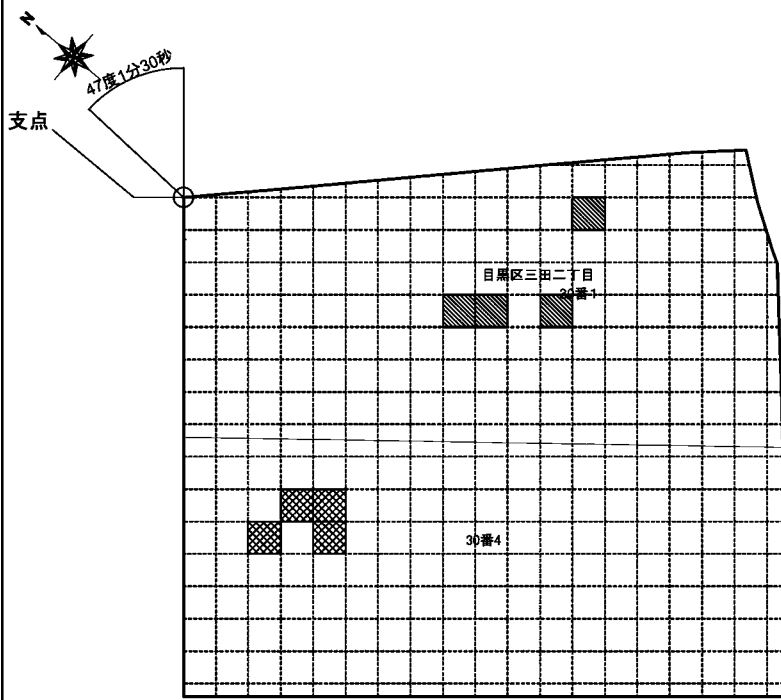
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（目黒区三田二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 水銀及びその化合物、鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- : 10m単位区画
- : 筆境界
- : 敷地境界
- ▨: 指定を解除する区域
- ▩: 形質変更時要届出区域
(平成30年東京都告示第42号により指定した区域)

【支点】

支点は、目黒区三田二丁目30番1の最北端とする。

【格子の回転角度(47度1分30秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和三年三月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西多摩郡奥多摩町留浦字茂久保二二一七番一から同番七まで、字ぼうず谷二一六〇番口、字中ノ谷二二二二番及び二二一五番

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び奥多摩町役場に備え置いて縦覧に供する。)

●東京都告示第二百一十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和三年三月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西多摩郡奥多摩町留浦字茂久保二二六一番及び二二六二番一から同番四まで

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び奥多摩町役場に備え置いて縦覧に供する。）

●東京都告示第二百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項

の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年三月三日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和三年三月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

三宅循環

二 変更の区間

三宅島三宅村伊ヶ谷三百六十五番地内から同所二百六十二番一地内まで

三 変更の概要

別図表示のとおり

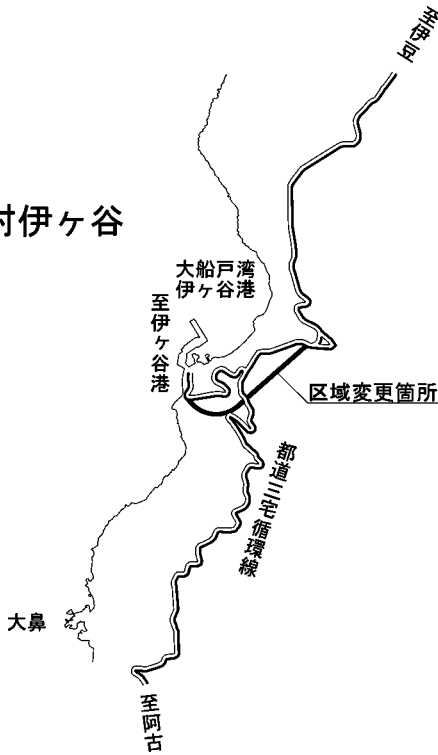
別図

都道三宅循環線区域変更略図
三宅島三宅村伊ヶ谷地内

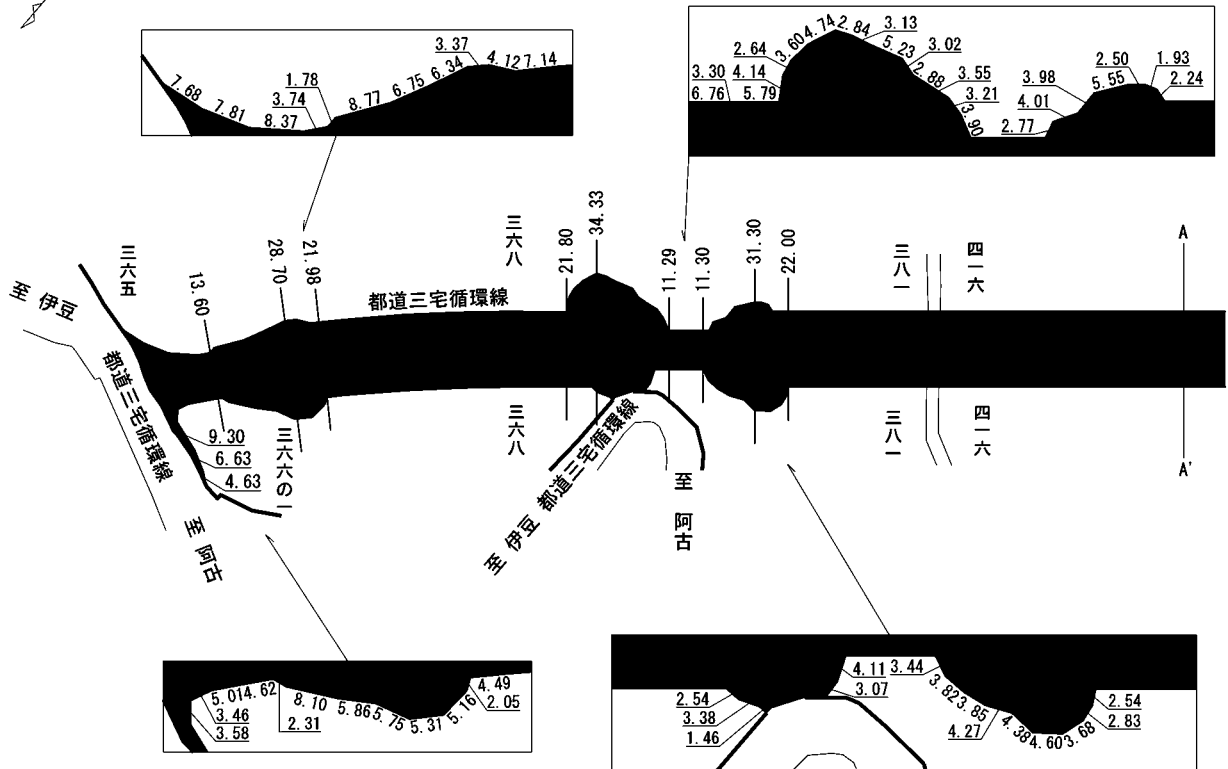
編入区域
 村道
 都道

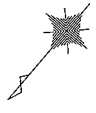
延長 九二六・八三メートル
 面積 一九、三四〇・三一平方メートル

三宅村伊ヶ谷

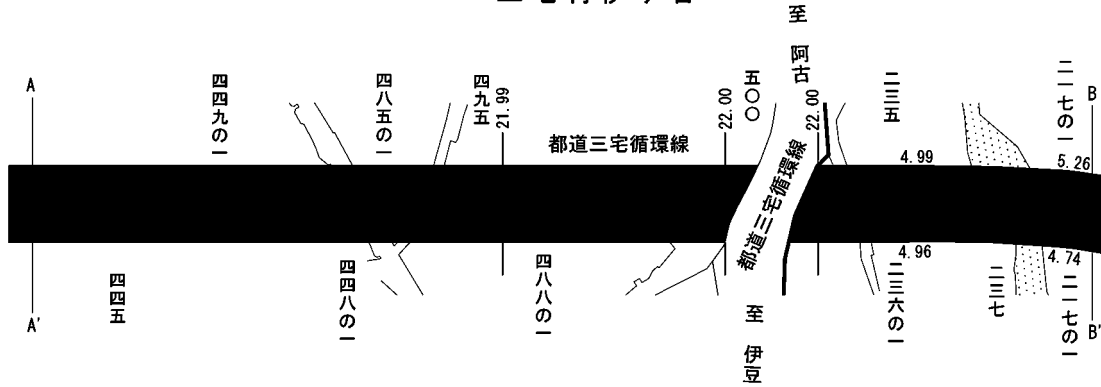


三宅村伊ヶ谷

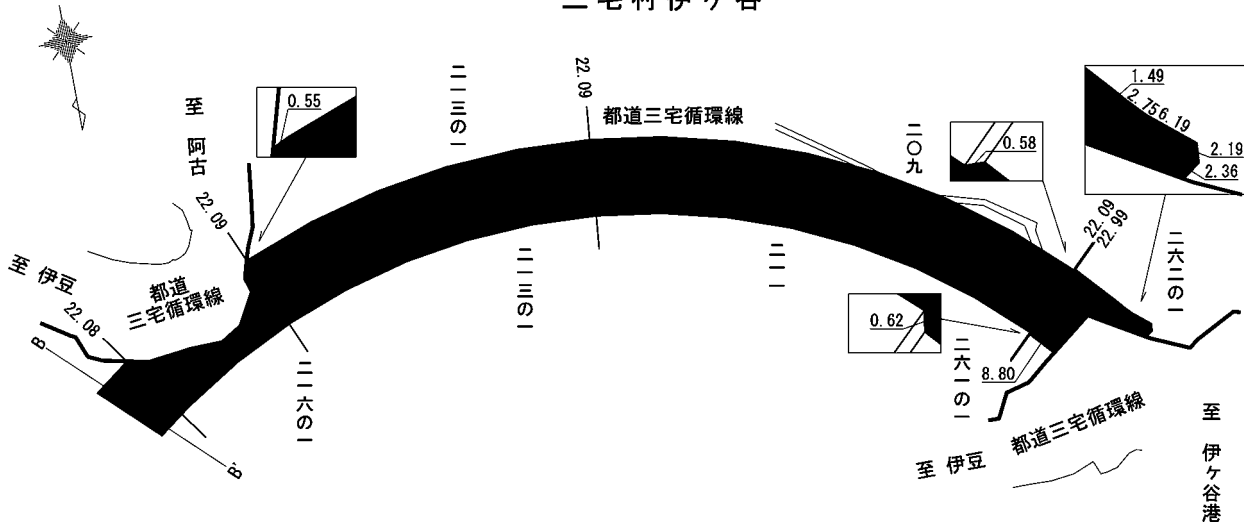




三宅村伊ヶ谷



三宅村伊ヶ谷



●東京都告示第二百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年三月三日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和三年三月三日

東京都知事 小池百合子

一 路線名

瀬田貫井

二 変更の区間

世田谷区世田谷二丁目三百四十一番八地
先から同区宮坂一丁目二千四百六十八番
一地先まで

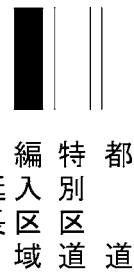
三 変更の概要

別図表示のとおり

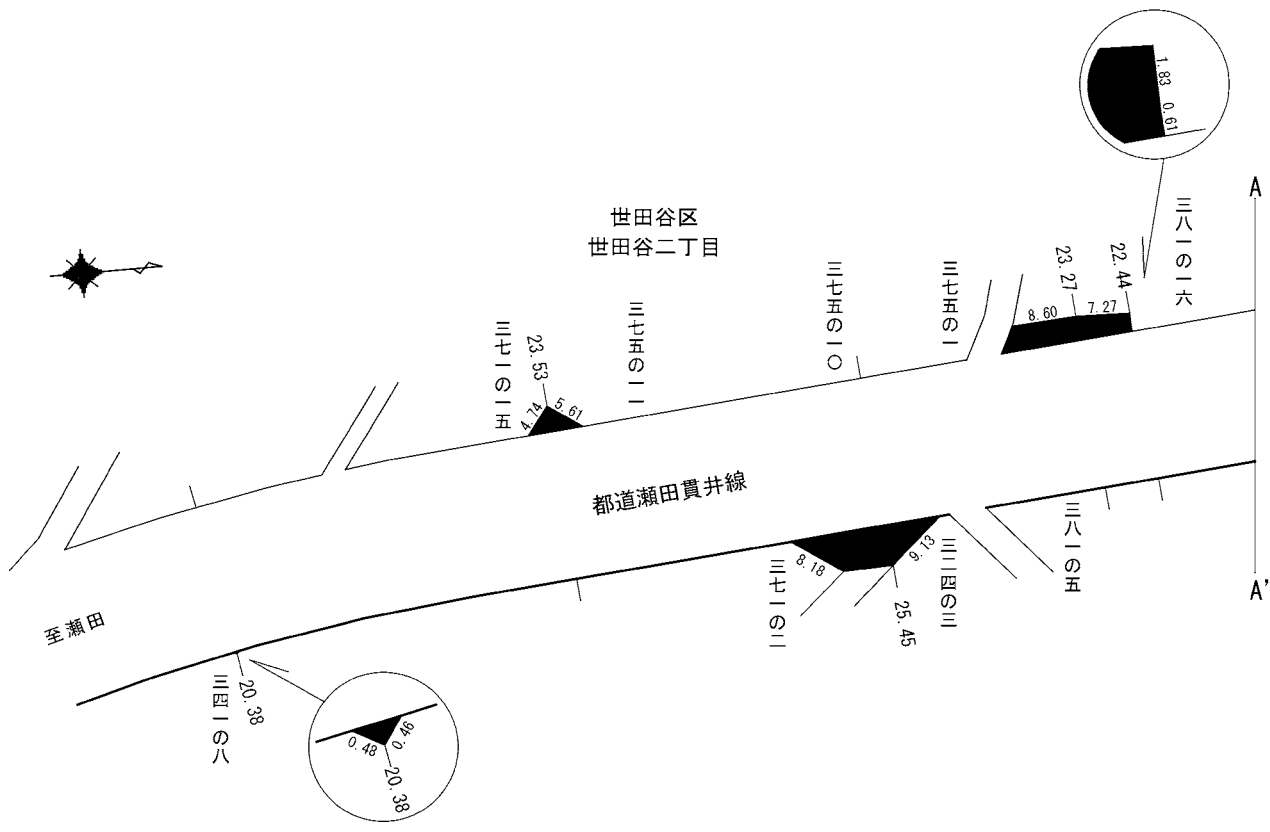
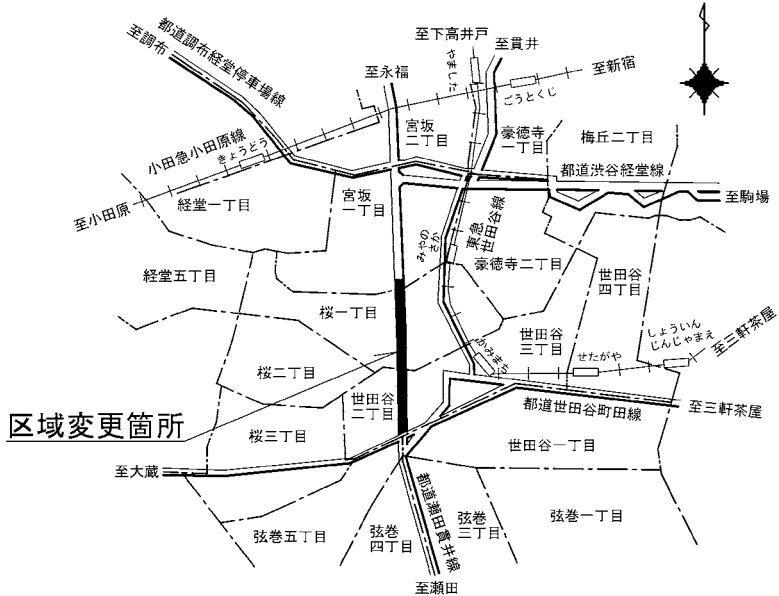
別図

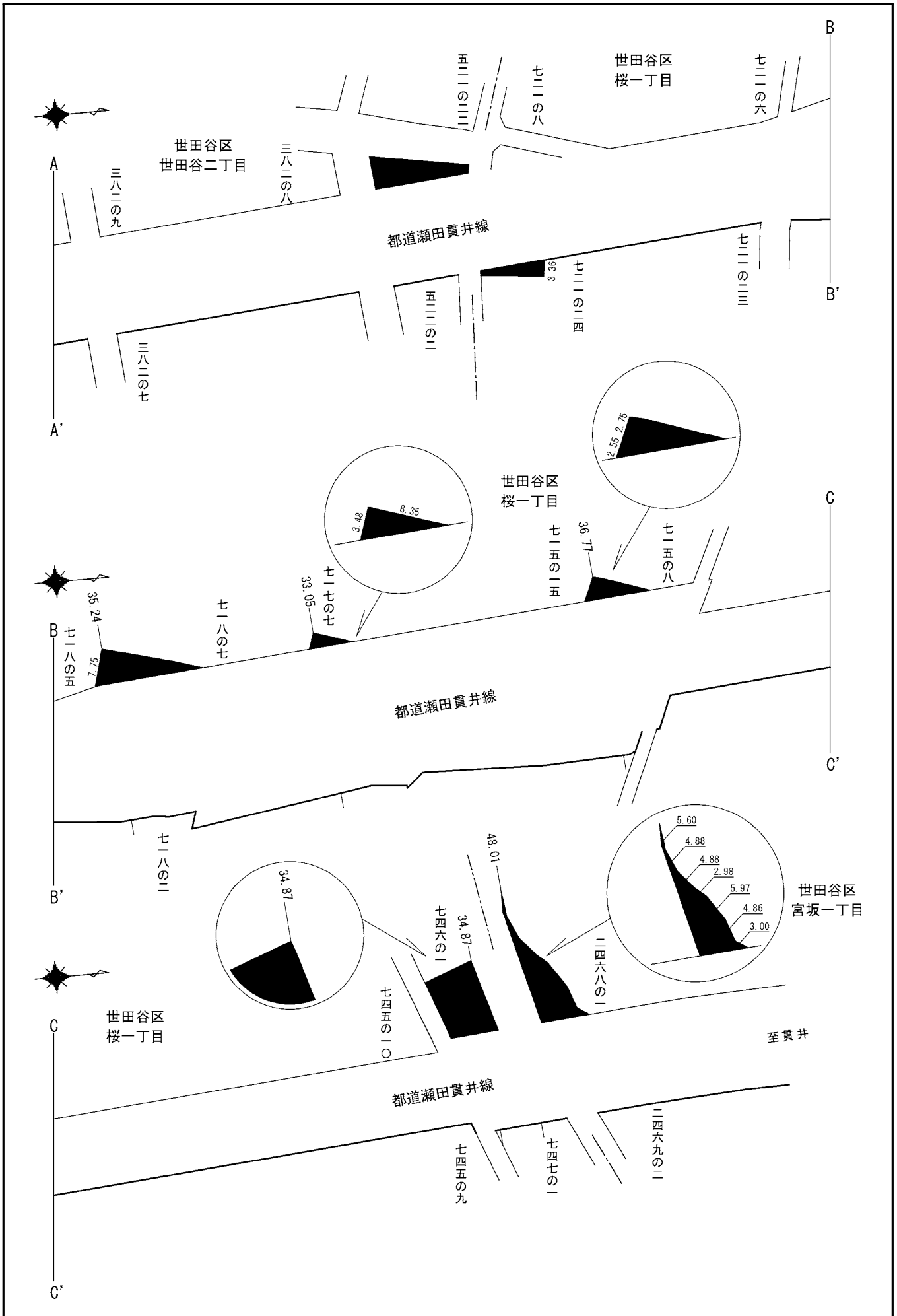
都道瀬田貫井線区域変更略図

世田谷区世田谷二丁目、宮坂一丁目



延長 一五〇・一八メートル
 面積 六二八・二七平方メートル





別図

都道芝新宿王子線 区域変更略図
都道神楽坂高円寺線
新宿区大久保一丁目～大久保二丁目

●東京都告示第二百十四号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
その関係図面は、令和三年三月三日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

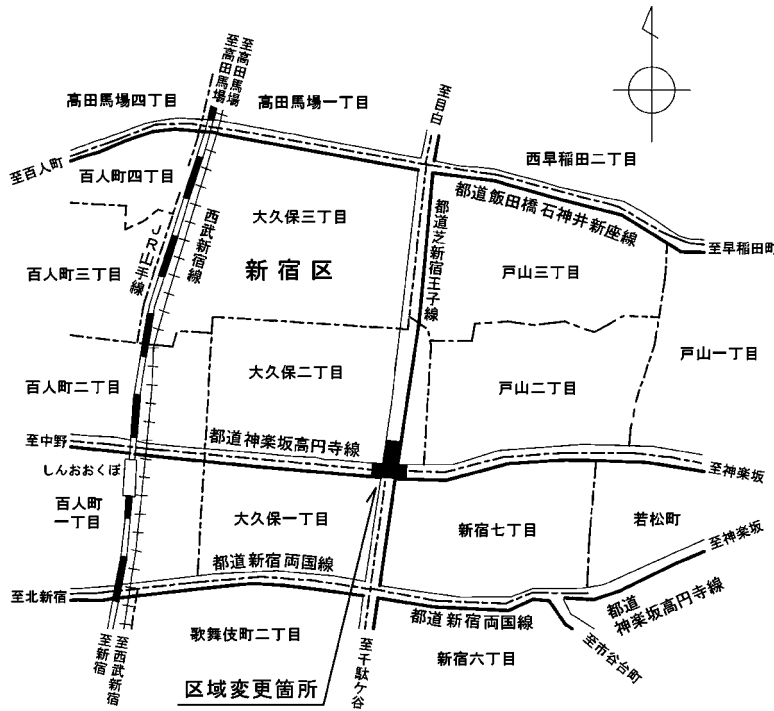
令和三年三月三日

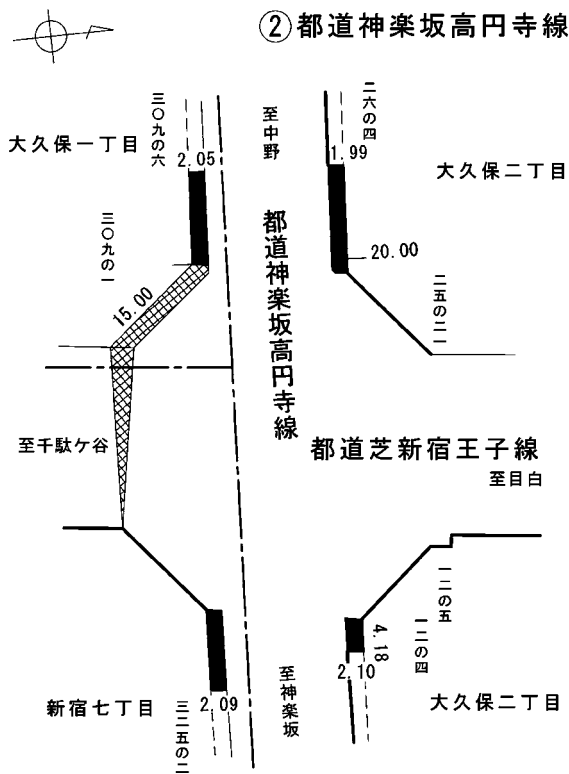
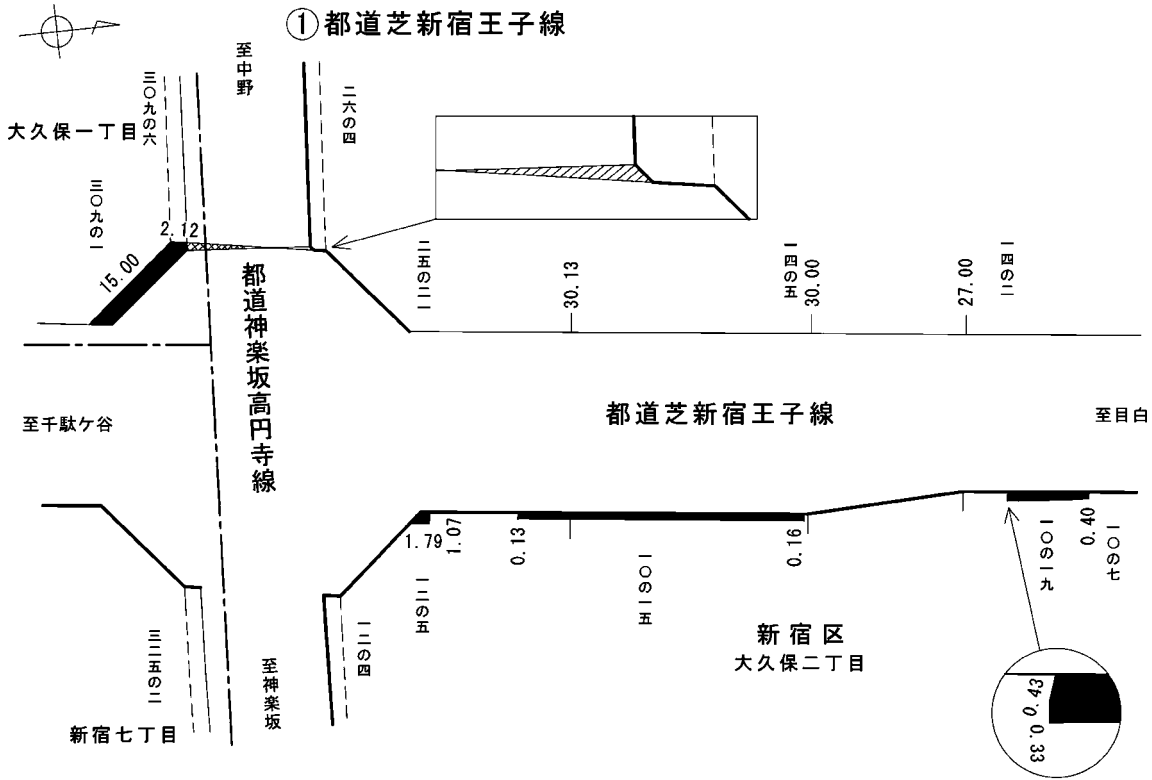
東京都知事 小池 百合子

- (一) 路線名 芝新宿王子
- (二) 変更の区間 新宿区大久保一丁目三百九番一地先から同区大久保二丁目十番七地先まで
- (三) 変更の概要 別図表示①のとおり

- (一) 路線名 神楽坂高円寺
- (二) 変更の区間 新宿区新宿七丁目三百二十五番二地先から同区大久保二丁目二十六番四地先まで
- (三) 変更の概要 別図表示②のとおり

- 都道
- 編入区域
 - ①都道芝新宿王子線
 - 延長 六一・八〇メートル
 - 面積 四六・六六平方メートル
 - ②都道神楽坂高円寺線
 - 延長 二四・七一メートル
 - 面積 八三・九〇平方メートル
 - 重用編入区域
 - ①都道芝新宿王子線(都道神楽坂高円寺線との重用)
 - 延長 一一・〇四メートル
 - 面積 五・三三平方メートル
 - ②都道神楽坂高円寺線(都道芝新宿王子線との重用)
 - 延長 四〇・一〇メートル
 - 面積 七八・六九平方メートル
 - 重用廃止区域
 - ①都道芝新宿王子線
 - 延長 五・三〇メートル
 - 面積 一・一二平方メートル
- 計画線





発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

